

他の事例

二条大路木簡 天平8年(736)8月2日兵部省卿宅政所宛中宮職移(京34513)

舎人などから考文銭と同時に知識銭を徴収。

西隆寺跡出土木簡(今泉隆雄『古代木簡の研究』吉川弘文館、1998)

称徳天皇発願

知識銭付札 官司(修理司・近衛府)単位・個人単位

西隆寺跡出土漆紙文書(奈文研『平城京漆紙文書1』2005)

優婆夷・鉄工等食料支給文書。仏教を媒介に女性労働力を動員。

様々なレベルの知識

天皇発願の寺院造営…強制的知識物徴収。

3-2-3 小結

天皇主導の知識…律令制的行政機構を単位に徴収(官司単位・国郡単位)。

租税に上積みして徴収。女性も動員可能。

栄原 2006「王権的知識」

大仏造立・天平宝字2年知識大般若経(山本 1986)

天皇の詔による知識。官司機構単位での写経事業。

「支配の正当性」の観点

知識物を徴収する正当性の根拠=天皇の仏教信仰上の意志。

律令の規定ではない。伝統的貢納でもない。

3-3 大野寺土塔の文字瓦

3-3-1 大野寺土塔と出土文字瓦の概要 (堺市教育委員会 2004、近藤 2004、岩宮 2004)

所在：大阪府堺市土塔町

形態：平面一辺 53.1 m 方形、高 8.6 m 以上。

瓦積基壇上に十三重の土積みの塔。各層屋根に瓦を葺く。

『行基年譜』

「行年六十歳丁卯 聖武天皇四年 神亀五年丁卯

大野寺 在泉国大鳥郡大野村 二月三日起」(聖武4年=丁卯年=神亀4=727)

文字瓦の類型

(1)「神亀四年」銘軒丸瓦

「神亀四年/×卯年二月×」

瓦当范に刻銘…瓦当范製作段階に記した文字。=創建期。

『行基年譜』当該部分の信頼性。架空の記述ではなく単なる錯誤。

(2)「知識」銘丸瓦

「×遣諸同知職尔入×

八月卅日」

大野寺土塔が知識により造営されたことを端的に示す。